



# 島根県報

平成28年3月31日（木）

号外第75号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【教委規則】

|                                |          |   |
|--------------------------------|----------|---|
| 島根県教育庁等職員服務規則の一部を改正する規則        | (教育庁総務課) | 2 |
| 島根県教育庁等組織規則の一部を改正する規則          | ( " )    | 2 |
| 教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則  | ( " )    | 4 |
| 島根県教育委員会公文書の管理に関する規則の一部を改正する規則 | ( " )    | 4 |

### 【教委訓令】

|                       |          |   |
|-----------------------|----------|---|
| 県立高等学校等の教職員の服務規程の一部改正 | (教育庁総務課) | 4 |
| 島根県教育庁等組織規則施行規程の一部改正  | ( " )    | 5 |
| 職員の任免発令式の一部改正         | ( " )    | 5 |
| 教育職員の任免発令式の一部改正       | (学校企画課)  | 6 |

### 【教育長訓令】

|               |          |   |
|---------------|----------|---|
| 教育事務決裁規程の一部改正 | (教育庁総務課) | 7 |
|---------------|----------|---|

**教 育 委 員 会 規 則**

島根県教育庁等職員服務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 3 月 31 日

島根県教育委員会教育長 鴨 木 朗

**島根県教育委員会規則第11号**

島根県教育庁等職員服務規則の一部を改正する規則

島根県教育庁等職員服務規則（昭和36年島根県教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

第22条中「営利企業等の従事」を「営利企業への従事等」に改める。

様式第 8 号中「附して」を「付して」に改める。

**附 則**

この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

島根県教育庁等組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 3 月 31 日

島根県教育委員会教育長 鴨 木 朗

**島根県教育委員会規則第12号**

島根県教育庁等組織規則の一部を改正する規則

島根県教育庁等組織規則（昭和43年島根県教育委員会規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条を次のように改める。

（設置）

**第 6 条** 教育庁に次の表の左欄に掲げる課を置き、課に当該右欄に掲げる室又はセンターを置く。

| 課       | 室又はセンター          |
|---------|------------------|
| 総務課     |                  |
| 教育施設課   |                  |
| 学校企画課   | 県立学校改革推進室        |
| 教育指導課   | 地域教育推進室、子ども安全支援室 |
| 特別支援教育課 |                  |
| 保健体育課   | 健康づくり推進室         |
| 社会教育課   |                  |
| 人権同和教育課 |                  |
| 文化財課    | 世界遺産室、古代文化センター   |
| 福利課     |                  |

2 前項の表の各項に掲げる課又は室に、別に定めるグループ又はスタッフを置く。

第 7 条の表教育指導課の項第 7 号から第10号までを次のように改める。

(7) 教育センターに関すること。

(8) キャリア教育の推進に関すること（地域教育推進室）。

(9) 県立学校及び小中学校の教育魅力化に関すること（地域教育推進室）。

(10) 心の教育の推進に関すること（地域教育推進室）。

第 7 条の表教育指導課の項中第13号を第14号とし、第12号を第13号とし、第11号を第12号とし、第10号の次に次の 1 号

を加える。

- (11) 幼児期における養育及び教育環境の支援に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）（地域教育推進室）。

第7条の表社会教育課の項中第10号を第12号とし、第9号の次に次の2号を加える。

- (10) 中山間地域における小さな拠点づくりに向けた機運醸成に関すること。  
 (11) 移住・定住対策に資する教育魅力化に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

第14条の5第1項を次のように改める。

埋蔵文化財調査センターに、内部組織として、次に掲げる課又はスタッフを置く。

- (1) 総務課
- (2) 高速道路調査推進スタッフ
- (3) 管理課
- (4) 調査第一課
- (5) 調査第二課
- (6) 調査第三課

第14条の5第2項中「の課、スタッフ及び係」を「に掲げる課及びスタッフ」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 第1項に掲げる課に、必要と認めるときは、別に定める係を置く。

第14条の6第1項の表中係長の項を削り、同条第2項の表に次のように加える。

|    |                               |
|----|-------------------------------|
| 係長 | 上司の命を受け、係の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。 |
|----|-------------------------------|

第22条を次のように改める。

（内部組織）

**第22条** 図書館に、内部組織として、次に掲げる課を置く。

- (1) 総務課
- (2) 図書館支援課
- (3) 資料情報課

- 2 前項に掲げる課に、必要と認めるときは、別に定める係を置く。

第29条中「、スタッフ及び係」を「及びスタッフ」に改める。

第30条第1項の表教育機関の係の項を削り、同条第3項の表中

「

|  |     |                        |
|--|-----|------------------------|
|  | 主幹  | 上司の命を受け、自ら専門的業務をつかさどる。 |
|  | 企画員 |                        |

」

を

「

|  |     |                               |
|--|-----|-------------------------------|
|  | 主幹  | 上司の命を受け、自ら専門的業務をつかさどる。        |
|  | 企画員 |                               |
|  | 係長  | 上司の命を受け、係の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。 |

」

に改める。

#### 附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 3月31日

島根県教育委員会教育長 鴨 木 朗

#### 島根県教育委員会規則第13号

教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則

教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和59年島根県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第12号及び第4条第1項第8号中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成28年 4月 1日から施行する。

島根県教育委員会公文書の管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 3月31日

島根県教育委員会教育長 鴨 木 朗

#### 島根県教育委員会規則第14号

島根県教育委員会公文書の管理に関する規則の一部を改正する規則

島根県教育委員会公文書の管理に関する規則（平成23年島根県教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

別表7の項中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立書」を「審査請求書」に改め、「決定」を削る。

#### 附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成28年 4月 1日から施行する。

（経過措置）

2 行政不服審査法（平成26年法律第68号）附則第3条の規定によりなお従前の例によるものとされた行政庁の処分又は不作为についての不服申立てに係るものについては、なお従前の例による。

## 教 育 委 員 会 訓 令

#### 島根県教育委員会訓令第1号

本 庁

県立学校

県立高等学校等の教職員の服務規程（昭和42年島根県教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

平成28年 3月31日

島根県教育委員会教育長 鴨 木 朗

第11条中「附して」を「付して」に改める。

第32条の見出し中「営利企業等従事」を「営利企業への従事等の」に改め、同条中「営利企業等に従事」を「営利企業に従事等を」に、「営利企業許可申請書」を「営利企業従事等許可申請書」に改める。

第37条中「島根県立特殊教育学校規程」を「島根県立特別支援学校規程」に改める。

様式第22号中「附して」を「付して」に改める。

様式第23号中「営利企業許可申請書」を「営利企業従事等許可申請書」に、「営利企業等に従事」を「営利企業への従事等を」に、「附して」を「付して」に改める。

#### 附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

### 島根県教育委員会訓令第2号

本 庁  
教 育 事 務 所  
埋蔵文化財調査センター  
教 育 機 関

島根県教育庁等組織規則施行規程（昭和43年島根県教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

平成28年3月31日

島根県教育委員会教育長 鴨 木 朗

第3条中「、スタッフ及び各係」を「及びスタッフ」に改める。

#### 附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

### 島根県教育委員会訓令第3号

本 庁  
教 育 事 務 所  
埋蔵文化財調査センター  
教 育 機 関  
県 立 学 校

職員の任免発令式（昭和61年島根県教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

平成28年3月31日

島根県教育委員会教育長 鴨 木 朗

第4項ただし書中「昇任」の次に「、昇格」を、「解除」の次に「、変更」を加える。

別表第1のIの3の次に次のように加える。

#### 3の2 昇格

(1) 役付職員に昇格させる場合

島根県教育委員会事務局〇〇職員  
氏 名

〇〇課長（〇〇〇長）に補する

（〇〇グループリーダー（〇〇〇〇〇〇長）に補する）

〇〇職〇級とする

〇号給を給する

(2) その他の場合

島根県教育委員会事務局〇〇職員  
氏 名

〇〇に補する

〇〇職〇級とする

〇号給を給する

〇〇課（〇〇〇）勤務を命ずる

(注) 職名又は勤務所に異動のないときは、それぞれ省略する。

別表第1のIの4中「(特に〇〇円を給する)」を削り、同表のIの23の(1)イ中「給しない」を「支給しない」に改め、同表のIの23の(2)の次に次のように加える。

(3) 休職期間中に休職事由が消滅した場合

島根県教育委員会事務局〇〇職員  
氏 名

職員の分限に関する手続及び効果に関する条例第3条第3項の規定により復職を命ずる

(4) 休職期間の満了による場合

島根県教育委員会事務局〇〇職員  
氏 名

休職期間の満了により復職を命ずる

別表第1のIの27の(2)中「派遣する」を「派遣の」に改める。

#### 附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

#### 島根県教育委員会訓令第4号

本 庁  
教育事務所  
県立学校

教育職員の任免発令式(昭和61年島根県教育委員会訓令第2号)の一部を次のように改正する。

平成28年3月31日

島根県教育委員会教育長 鴨 木 朗

第5項ただし書中「昇任」の次に「、昇格」を加える。

別表第1(その1)の8の次に次のように加える。

8の2 昇 格

職 名 氏 名

島根県立〇〇高等学校〇〇に補する

高等学校等教育職〇級とする

〇号給を給する

同表の9中「(特に〇〇円を給する)」及び「(注)特別昇給の場合は、末尾にその旨を括弧書きすること。」を削る。

別表第1(その2)の8中「(特に〇〇円を給する)」を削り、同表9中「(特に〇〇円を給する)」及び「(注)特別昇給の場合は、末尾にその旨を括弧書きすること。」を削る。

別表第2変更の項の次に次のように加える。

|     |                    |
|-----|--------------------|
| 昇 格 | 上位の職務の級に決定することをいう。 |
|-----|--------------------|

#### 附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

**教 育 長 訓 令**

## 島根県教育委員会教育長訓令第1号

本 庁  
出先機関  
県立学校

教育事務決裁規程（昭和45年島根県教育委員会教育長訓令第1号）の一部を次のように改正する。

平成28年 3 月31日

島根県教育委員会教育長 鳴 木 朗

第4条第1項中「、次条の規定によりグループリーダー及び企画幹（以下「グループリーダー等」という。）が専決することができる事項」を削る。

第5条第1項を次のように改める。

課長が専決することができる事項のうち、グループリーダー及び企画幹（以下「グループリーダー等」という。）に専決させることができる事項は、別表第3に掲げる事項とする。

第8条第2項中「第14条の6第1項に規定する係長及び組織規則第30条第1項」を「第14条の6第2項及び組織規則第30条第3項」に改める。

別表第1の3の項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

別表第3第9号中「こと」の次に、「並びに出納機関に対し収入の調定について通知すること」を加え、同表中第10号を削り、第11号を第10号とし、第12号を第11号とし、同表第13号中「第15号」を「第14号」に改め、同号を同表第12号とし、同表中第14号を第13号とし、第15号を第14号とし、第16号を第15号とし、同表に次の1号を加える。

(16) 前各号に掲げるもののほか、あらかじめ課長が指定した事項であって、教育長に届け出た事項

**附 則**

この訓令は、平成28年 4 月 1 日から施行する。